



# 10月5日以降

## 全国でマイナンバーの通知がはじまります

鳥羽市に住民登録のあるかたには、11月中旬～下旬にかけてマイナンバーの「通知カード」を住民登録の住所へお届けします。

市民課戸籍係 ☎ 25 1127

### 通知カードとは

みなさんにマイナンバーを通知する紙製のカードです。通知カードにはマイナンバーのほか、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。今後、行政機関などの窓口でマイナンバーの提供・記載を求められた際に必要ですので、大切に保管してください。

### 世帯毎に郵送します

同じ世帯のかた全員の通知カードを一つの封筒に入れ、簡易書留で送付します。簡易書留は受け取り時の署名などが必要で転送不要となりますので、留守などで受け取れなかった場合は、不在通知をご確認の上、郵便局の再配達や夜間受け取りの制度をご利用いただき、確実に受け取ってください。

### 郵送されるもの

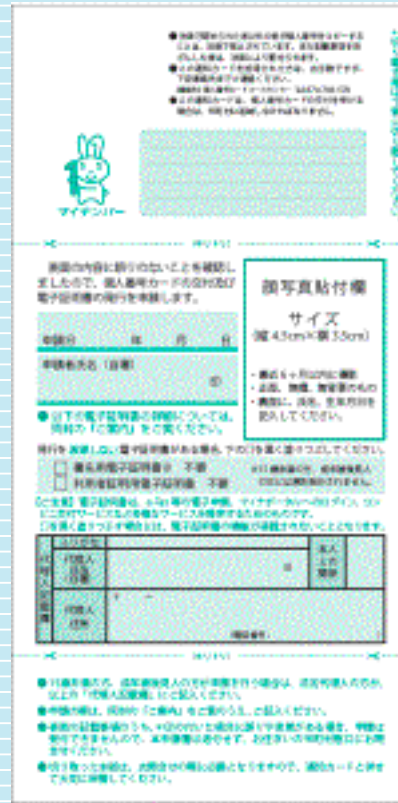
- 通知カード
- 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書
- 返信用封筒
- ご案内



## お届けする通知カードのみほん



おもて面



うら面



# 個人番号カードは無料で取得でき、 本人確認に利用できる公的身分証明書です

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、さまざまな本人確認の場面で利用できるカードです。11月にお届けする「通知カード」に同封の案内をご覧ください。いただき、ぜひ個人番号カードの交付を申請してください。

個人番号カードの申請方法は、広報とば11月1日号でくわしくお知らせします

## 個人番号カードのみほん



**おもて面** 氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真



**うら面** マイナンバーなどが記載、ICチップ搭載

- マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードを提出するだけでは法律上義務づけられている本人確認が完了できず、運転免許証などの書類も併せて提出する必要があります。

マイナンバーが記載された個人番号カードがあれば、マイナンバーと本人確認の手続きが一度で完了するので、窓口での手続きがスムーズに行えます。

※住基カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。

※カードのデザインは、変更する場合があります。